

中山町開業チャレンジ補助金

申請ガイドライン

(令和8年度版)

中山町産業振興課
商工観光グループ

令和8年4月1日版

1. 補助金の趣旨

町内での商工事業者の開業を促進し、町の地域経済活性化を図るため、新たに町内で開業又は事業所等を立ち上げる方が準備費用として支払う経費の一部に対し補助金を交付します。

2. この補助金における用語の定義

★**法人等** 次のいずれかに該当するものをいいます。

株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合

★**開業** 次のいずれかに該当するものをいいます。

(1)事業を営んでいない個人が開業の届出等により、町内で事業を開始するもの

(2)事業を営んでいない個人が町内に法人等を設立し、事業を開始するもの

○ 独立（代表権を有していない方が事業を起こす場合）

× 事業承継（他の事業者の事業資産等の譲渡を受ける場合）・既に事業所得申告を行っている場合・事業主が一旦廃業して別の事業を起こす場合

3. 補助対象事業

開業するための準備に係る次のすべてに該当する事業が対象です。ただし、町長が補助するにあたり適切と認めないものは除きます。

(1)町内に本店又は主たる事業所、支店、営業所等を設置するもの

(2)風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を行う事業でないこと

(3)開業する事業が公序良俗に反していないもの

(4)宗教活動又は政治活動を目的とする事業ではないもの

(5)フランチャイズ加盟店又は大規模小売店舗に係る事業ではないもの

4. 補助対象者

次のすべてに該当する方が対象となります。ただし、過去にこの規程による補助金の交付を受けた個人、代表者及び法人等を除きます。

※過去に個人として補助金の交付を受けた方が代表者となる法人を設立する場合、同一人による申請とみなします。（令和7年度まで実施されていた中山町開業支援事業補助金の交付を受けた方も含みます。）

(1)交付申請する前年度の3月11日から当該年度の3月10日までに**商工業事業を開業する方**

《商工業事業の具体的な業種》日本標準産業分類の以下の1及び2を除いたすべての業種

1 大分類	「A 農業、林業」、「B 漁業」、「P 医療、福祉」、「Q 複合サービス事業」、「S 公務（他に分類されるものを除く）」及び「T 分類不能の産業」
2 中分類以下	「大分類J 金融業、保険業のうち、小分類674 保険媒介代理業、675 保険サービス業以外」、「大分類M 宿泊業、飲食サービス業のうち、小分類766 バー、キャバレー、ナイトクラブ」、「大分類N 生活関連サービス業、娯楽業のうち、小分類803 競輪・競馬等の競走場、競技団、細分類8064 パチンコホール、8094 芸ぎ業、細分類8096 娯楽に附随するサービス業」、「大分類O 教育、学習支援業のうち、中分類81 学校教育」

(2)実績報告までに創業塾を修了又は特定創業支援事業の支援を受けた証明を受けた方

※創業塾については中山町商工会、特定創業支援事業については中山町公式ホームページをご覧ください。

※創業塾を主催する商工団体の所在地や証明書を交付する市町村は問いません。

(3)中山町商工会等の商工関係団体より開業相談及び開業計画書策定支援を受けることができる方

(4)開業後も町事業等への協力及びフォローアップ等を受けることができる方

(5)町税等の滞納のない方

(6)中山町暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団等に該当しない方

(7)開業する事業を町内で2年以上継続する意思のある方

(8)町長が補助するにあたり適切と認める方

5. 補助対象経費

開業準備に要する経費であって、交付決定日から開業した年度の3月10日までに支払が完了した経費のうち、次のいずれかに該当する経費が対象になります。

設備購入費	※ 町内に設置又は保管するもの。事業専用部分 内外装工事、機械設備 等（税込10万円以上の事業に専用するもの）
備品購入費	※ 町内に設置又は保管するもの 工具器具、備品、特定業務用ソフトウェア、パソコン、タブレット、スマートフォン 等（税込2万円以上の業務に専用するもの）
官公庁等申請費	※ 事業に必須なものと説明ができるもの 法人設立登記、定款認証、営業許可、各種知的財産権の出願料 等
保険料	※ 補助対象期間相当月数分・・・開業日まで 火災保険、地震保険（事業所専用部分）、賠償責任保険 等
広報費	名刺制作、ホームページ制作・開設、パンフレット制作、ロゴデザイン制作 等

6. 補助金の額

補助対象経費の4/5（千円未満切捨て）、上限150万円

【加算要件】※以下に該当する場合、上記の算出額に次の加算要件の額を上乗せします。

要件	加算額	要件を証する書類
令和8年4月1日以降に中山町に転入	20万円	住民票（謄本又は抄本）
令和8年3月31日時点で35歳未満	10万円	運転免許証、健康保険証等の写し
町内の空き家・空き店舗を購入 ※自己所有として開業する事業に使用する場合	20万円	不動産売買契約書の写し ※申請時に未購入の場合は、開業計画書（様式第2号）に記載いただき、実績報告時に契約書を提出ください。

7. 申請書類

交付申請書（様式第1号）

開業計画書（様式第2号）

※中山町商工会等の商工関係団体が開業相談及び計画策定に携わった証明として、当該団体の署名・捺印が必要です。

- 収支予算書（様式第3号）
- 町税等納付状況確認同意書（様式第4号）
- 見積書の写し又は金額を証明できる書類
- 補助対象経費の内容が確認できる書類（パンフレット、ホームページ 等）
- 現在事業を営んでいないことが分かる書類（所得証明書、確定申告書 等）

※開業する事業の内容や補助対象経費によっては、上記以外の書類が必要になる場合があります。

8. 申請期間

令和8年4月1日(水)から令和9年3月12日(金)まで

9. 補助金交付後のフォローアップ等

補助金の交付後に、開業した事業の営業状況を確認するための現地調査等行う場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

10. 補助金に関するお問い合わせ・申請先

中山町役場 産業振興課商工観光グループ
〒990-0492
中山町大字長崎 120 番地
TEL 023-662-2114 FAX 023-662-5950
✉ sangyou@town.nakayama.yamagata.jp
土・日・祝祭日を除く、午前9時00分～午後4時45分

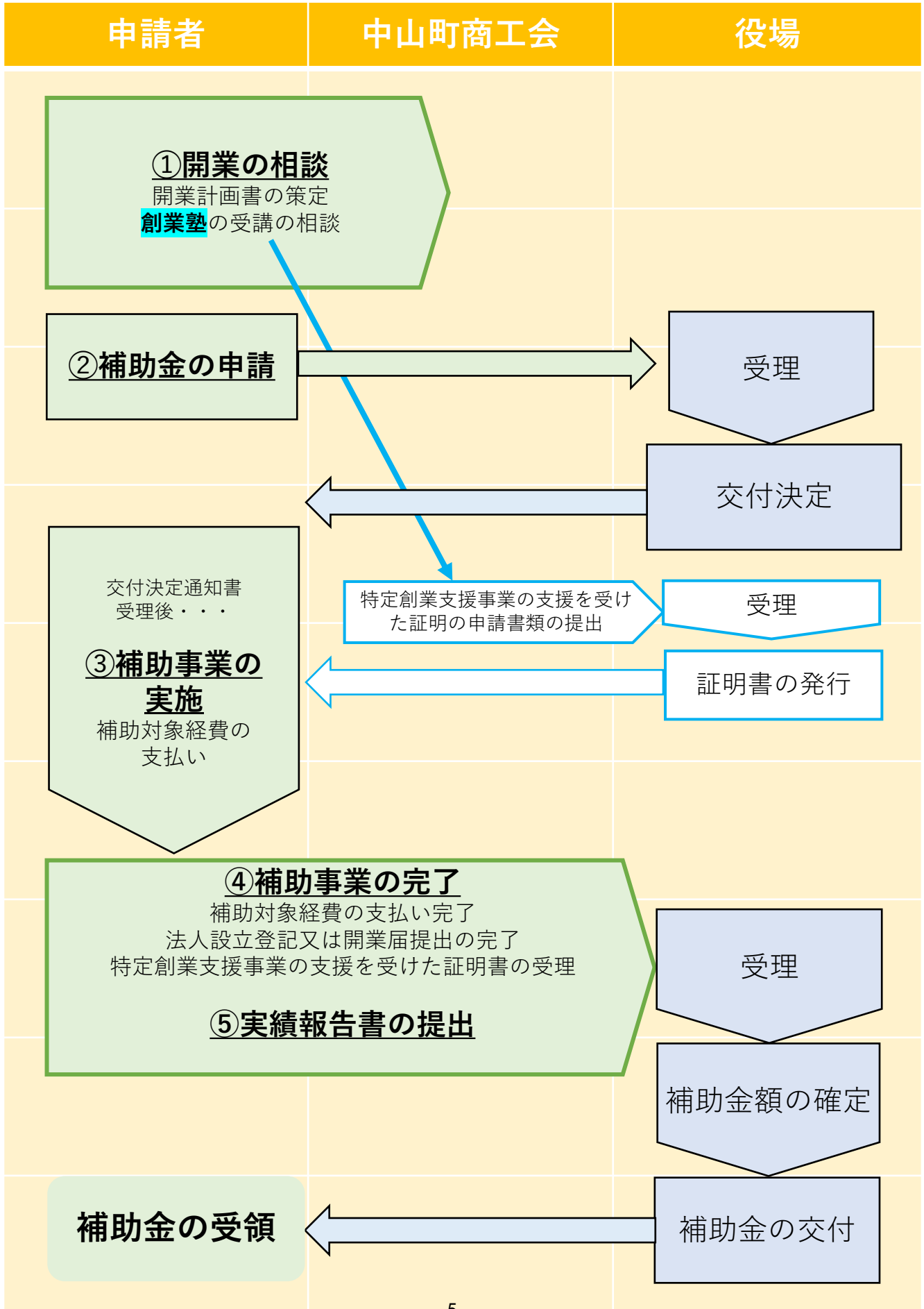
11. 開業相談・開業計画書策定・創業塾の相談先

中山町商工会
〒990-0401
中山町大字長崎 8039
TEL 023-662-2207 FAX 023-662-2073
土・日・祝祭日を除く、午前9時00分～午後4時00分

12. その他

- ・補助金の交付決定前に支払いを済ませている経費については、補助金の対象外となります。
- ・補助金の交付決定後に、交付決定額の60%を上限に補助金の概算払を受けることができます。
- ・実績報告に必要な手続きについては、個別のご案内となります。

補助金申請から交付までの流れ



★開業計画書（様式第2号）の記入方法

様式第2号（第7条、第8条関係）

開業計画書

1 開業者概要

(フリガナ) 氏名		生年月日	年 月 日
現住所		年齢	歳
連絡先	() -	E-mail	
経歴 (職歴)	年 月	略歴・沿革（最終学歴から記載）	
		(例) ●●大学▲▲学部 卒業	
		株式会社■■■	入社
		株式会社■■■	退職
創業塾の修了日 又は、特定創業支援事業の証明日		令和 年 月 日	※これから修了又は証明を受ける場合は、その旨を記入してください。

2 開業する事業概要

開業形態	法人 ・ 個人事業主	法人名 又は商号	
開業住所	※開業する場所の住所を記入してください。		
業 種	※可能な限り“日本標準産業分類”の業種を記入してください。		
資本金（法人）	千円	開業・設立 (予定)年月日	年 月 日
許可等(許可取得 が必要な場合)			
従業員数	人（うち、正社員 人、パート・アルバイト 人）		

開業動機・目的	開業に至った動機や目的等について可能な限り具体的にご記入ください。
開業に必要な知識、技術、ノウハウ等の取得状況	取得している資格や専門知識、技術、ノウハウ、経歴の中で身に付けてきた事柄等について具体的にご記入ください。

3 事業内容 ※別紙記載の場合は、その旨を記載すること

文章だけでなく、図・表等を用いても構いません。協力者、強み、弱み・・・等、事業に合わせて具体的にご記入ください。

事業内容	どのような事業を行うのか記入してください。
取扱いする商品・サービス	どのような商品・サービスを取扱うのか記入してください。
ターゲット	どの顧客層をターゲットに営業を行うのか 等を記入してください。
営業戦略	どのような手段で営業を行うのか、固定客をどのように確保するのか 等を記入してください。
市場ニーズ	周辺業界を分析した上でどのように独自性を出し、差別化を図るのか 等を記入してください。

事業の展望	業界の将来性、事業が5年後～10年後・それ以降にどうなっているか、どうありたいか 等を記入してください。
地域貢献性	事業を通じて中山町に貢献できることを記入してください。

4 補助対象経費

設備等名称	金額（税抜）	導入予定時期	使 途
	円	年 月	
	円	年 月	
	円	年 月	
	円	年 月	
	円	年 月	

5 収支計画（3か年計画） ※別紙記載の場合は、その旨を記載すること

	初年度	2年目	3年目
売上高	千円	千円	千円
売上原価	千円	千円	千円
売上総利益	千円	千円	千円
販売費及び一般管理費	千円	千円	千円
営業利益	千円	千円	千円
主要項目の積算内訳等	<div style="border: 2px dashed red; padding: 10px;"> <p>主要項目（売上高、売上原価、販管費）について、算出内容を明示してください。 例：売上高・・・（商品名）10個×10千円×10人×20日×12ヶ月 売上原価・・・売上高×30% 等</p> <p>また、事業年度毎の営業戦略等の計画について記入ください。</p> </div>		

6 その他（開業計画に関する補足説明） ※別紙記載の場合は、その旨を記載すること

1～5で説明できなかった事項について等、自由に記入してください。

《支援機関記入欄》

本件開業に係る相談業務及び計画策定支援を実施いたしました。

中山町商工会等が記載する欄です。

年 月 日

支援機関名

印

支援担当者